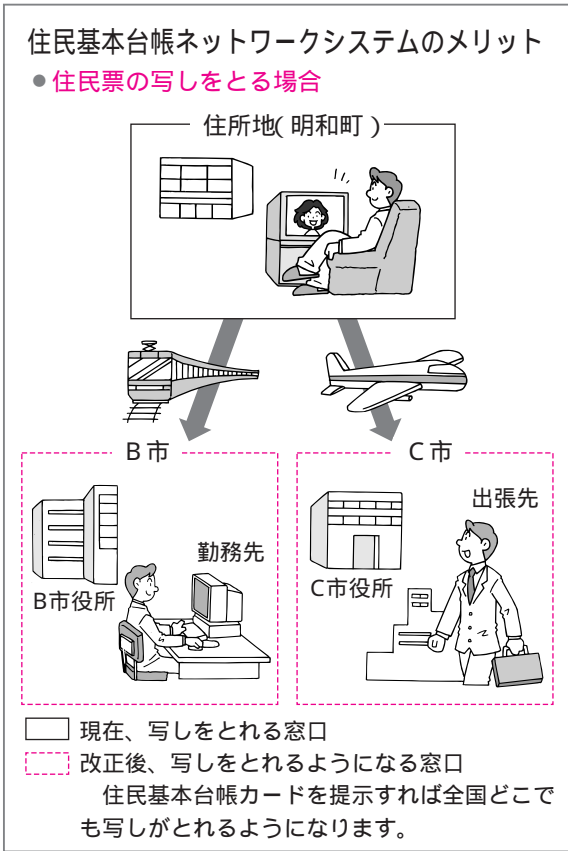


# 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に向けて準備を進めています

## 8月に11桁の住民票コードを通知

平成11年8月の住民基本台帳法の一部改正により、全国民を対象とした住民基本台帳ネットワークシステム（全国3千を超える市区町村と都道府県などをつなぐ専用の通信回線を整備し、各市区町村の住民基本台帳をコンピューター・ネットワークで結ぶシステム）を整備することが決まり、今年度は国の行政機関等や都道府県、市町村において本人確認情報の利用が始まる予定です。住民票の写しの広域交付などの住民サービスについては、来年8月ごろを目途に準備を進めています。

今月号では、制度の内容について1問1答形式でお知らせします。



**住民基本台帳ネットワークシステムとは何でしょうか**

今まで市区町村ごとに管理していた住民登録に関する情報のうち、氏名 生年月日 性別 住所

住民票コードについて、各都道府県、指定情報処理機関（全国センター）と接続し、どの市区町村でも

本人確認ができるようになります。これにより住民の皆さんは全国の

市区町村でも住民票の広域交付が受けられるほか、転出入の手続きを一度で済ませることが出来ます。

**この制度は、いつから始まるのですか**

平成14年8月から始まります。8月に皆さんの自宅に住民票コード（11桁の数字）の通知書を郵送しますので、通知書は大切に保管しておいてください。

これにより各種の行政手続きに提出していた住民票の添付が不要になります。

ります。

**住民票の広域交付が受けられるのはいつからですか**

平成15年の8月から開始予定です。8月より希望されるかたには、住民基本台帳カードが交付されます。このカードを使用することで、全国どこの市区町村役場の窓口でも住民票の交付が受けられるほか、転出入の手続きを一度で済ませることが出来ます。

また、このカードには本人の顔写真を載せることもできますので身分証明書としても利用できます。

**住民票コード、本人確認情報とはどのようなことですか**

住民票コードは、たとえば自動車のナンバーのように、個人ご符番されるコードで11桁からなります。この番号は無作為に抽出されるもので、番号は申請により変更すること